

デンズィル・ラッシュ英国最高法院後見裁判部長(保護裁判所所長)の継続的代理権論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 志村, 武 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008819

デンズイル・ラッシュユ英国最高法院後見裁判部長（保護裁判所所長）の

継続的代理権論

志村 武

はじめに

デンズイル・ラッシュユ英国最高法院後見裁判部長（保護裁判所所長）が、二〇〇〇年一月二三日に日本司法書士連合会（社）

成年後見センター・リーガルサポートの招きで来日され、「成年後見制度の動向と今後の課題」という国際シンポジウムのなかで

「継続的代理権」というテーマで基調講演を行われた。筆者はリーガルサポートから依頼をいただき、継続的代理権全般についての大変詳細な理論的分析と同時に具体的・実践的な実務的指針にも富むラッシュユ氏の講演の原稿を翻訳させていただく機会を得た。¹⁾

本稿はラッシュユ氏の継続的代理権論の概要を明らかにし、日本の成年後見制度、なかでも任意後見制度を考える上での比較法的な参考文献となることを意図して書かれたものである。なお、本稿の末尾に拙訳の全文を掲載している。

ラッシュユ氏の継続的代理権論の概要

ラッシュユ氏の講演は大きく二つの部分に分類される。

前半部分は、継続的代理権についての歴史を踏まえた継続的代理権が抱える課題についての理論的分析であり、後半部分は、継

統的代理権授与証書作成能力の有無の判断にあつたつて実務上注意すべきことや実際に各法域の判例や制定法に見られる統的代理権授与証書作成能力の基準についての具体的・実践的な指針や分析の紹介である。以下、それぞれの大まかな内容を紹介することとする。

前半部分は、「はじめに」、「後見手続の回避」、「三世代に分類できる統的代理権」、「第一世代」、「第二世代」、「三世代に向けて」、「三世代」の七つの項目から成り立っている。

「はじめに」では、以下の講演の前提として、代理権授与証書の定義、通常の代理権（授与証書）は本人無能力時に失効するというコモモンロー上の原則が存在しているために、代理権（授与証書）は最も必要ときに役に立たないという欠陥を有していること、無能力である本人の保護手段としては伝統的に裁判所が後見人を選任する（法定）後見制度があること、が述べられている。

「後見手続の回避」では、統的代理権の目的は、費用や時間がかかり、本人の自尊心を傷つけてしまうという後見制度の欠陥を回避することである点が最初に述べられている。その後、五つの煩雑な後見人の義務と対比して六つの統的代理権の利点が挙げられている。そして、統的代理権は本人が代理人を自ら選任

するので本人により大きな自律性を与えるものであると一般にいわれているが、これは誇張であり、後見人と異なり代理人は裁判所によって課される数々の制約がない（このことは、とりもなおさず代理人による権限濫用の可能性を意味する）ので、自律性によつて本当に利益を受けるものは本人ではなくむしろ代理人なのである、という鋭い指摘が注意的になされている。

「三世代に分類できる統的代理権」は本公演の最も中心的部分であり、ここでデンズビル・ラッシュ氏は、この三十年間の後見手続に代わる選択肢としての統的代理権の歴史を踏まえて、諸法域の統的代理権制度を三世代に類型化している。

すなわち、アメリカ合衆国の一九七九年統一統的代理権法を典型とする第一世代と、イングランドの一九八五年統的代理権法がその標準型である第二世代、そして、ブリッティッシュ・コロンビア州の代理合意法と日本の任意後見契約に関する法律などの第三世代である。この三つの「それぞれの連続している世代が漸次、統的代理権が特に回避しようと意図した後見手続の類型の方向に、近づくように動いてきたのは皮肉なことである。なぜこのような皮肉が生じたことになったのか、私はその理由の説明を試みる予定である」とラッシュ氏自らこの講演の目的を設定して

いる。

そして以下、「第二世代」、「第三世代」、「第三世代に向けて」、「第三世代」において、それぞれの法域の継続的代理権法の内容とその特徴が具体的に詳細に検討され、この作業を通して、代理人の権限濫用防止という継続的代理権の課題克服のために継続的代理権制度が整備されればされる程、継続的代理権の本来の良さが失われてゆき、継続的代理権が自ら回避しようとした後見制度に類似して行ってしまうという皮肉なジレンマをラッシュュ氏はあざやかに浮き彫りにしている。

後半部分は、大きく「継続的代理権に対する需要」と「継続的代理権授与証書の作成能力」の二つの部分から成り立っており、後者はさらに、「能力評価に適した環境を作り出すこと」、「能力評価の方法」、「ケイ事件・エフ事件（一九八八年）」、「ゴデリー対オントリオウ州（公受託者）事件（一九九〇年）」、「一九九二年代行決定法」、「一九九三年代理合意法」の六つの項目から構成されている。

「継続的代理権に対する需要」では、最初に、意思能力が不十分な者を四つに類型化し、そのうち継続的代理権の典型的な利用者が高齢精神衰弱者であることをその理由とともに指摘している。

次いで、一九八六年三月に一九八五年継続的代理権法がイングラントとウェールズで施行されてから一九九九年までの継続的代理権の西暦別登録申請数、一九九九年の継続的代理権の登録申請数の設定者の生年による分布と設定者の年齢の占める割合が、それぞれ棒グラフ・折れ線グラフ・円グラフで示され、それに基づいた説明がなされている。

「継続的代理権授与証書の作成能力」においてラッシュュ氏は、代理権授与証書を作成するために本人に要求される能力の基準を明らかにしようとして試みている。

すなわち、「能力評価に適した環境を作り出すこと」では、実際に能力評価を行う際に環境面で気をつけるべきことを詳細かつ具体的に二〇個列挙している。「能力評価の方法」も能力評価のやり方について二個の注意すべき点を具体的に列挙し、その上で医学や心理学と区別される法的な能力検査の三類型を明らかにしている。さらに、判例法・制定法的具体例として、イングリランドの判決「ケイ事件・エフ事件（一九八八年）」、カナダのオントリオウ州地方裁判所判決「ゴデリー対オントリオウ州（公受託者）事件（一九九〇年）」、オントリオウ州の「一九九二年代行決定法」、カナダのブリティッシュ・コロンビア州の「一九九三年代

「理合意法」における継続的代理権授与証書の作成能力の基準をそれぞれ検討し、各法域によつて基準の定義の仕方が大きく異なっていることを実証している。

以上の論述を踏まえて、最後に「終りに」において、立法的・司法的・個人的な観点のいずれにおいても、継続的代理権制度では、制度の利用しやすさと代理人の権限濫用防止という相対立するの二つの必要性が存在し、この二つの調和を図ることが欠かせない点が指摘されている。そして、本稿においてすでに何度か繰り返されている「どのような継続的代理権制度を作ってもほんの少数の一定の濫用事例は不可避免的に生じるのだから、濫用面ばかりに関心を集中させるのは間違つており、大多数の事例においてみられる継続的代理権制度の利点を積極的に評価することを忘れてはいけない」旨の鋭い指摘がなされている。

おわりに

すでにみたように、デンズイル・ラッシュユ英国最高法院後見裁判部長(保護裁判所所長)の継続的代理権論は、一方で、二〇〇〇年四月一日から施行された日本の任意後見契約に関する法律をも含む、多くの法域における継続的代理権に関する制定法・判例

法をその歴史的発展に着眼して広汎かつ詳細に検討・類型化するものであり、理論的に精緻であるばかりでなく、他方で、実務上すぐ利用できる注意点までも懇切丁寧に指摘しており、日本の任意後見制度が英米法なかでもイギリス法をモデルにして創設されたことに鑑みれば、理論・実務の両面において比較法的に学ぶところの多い優れた論文であると評価することができるであろう。

ラッシュユ氏の継続的代理権論を翻訳する過程で、今まで成年後見制度を研究するなかで漠然と感じていたがうまく説明できなかったこと(継続的代理権制度においては本人の自律性よりも代理人の自律性を尊重する面があるなど)や当然の前提としていたが深く意識して考えたことのなかったこと(どのような継続的代理権制度を作っても一定の代理人の権限濫用は不可避であることなど)のいくつかを、ラッシュユ氏が鋭く指摘し、喝破されているのに接し、目から鱗が落ちる思いであり、また理論的裏づけを得て大変心強く感じた。

このラッシュユ氏の継続的代理権論から学んだことを活かして、「私の継続的代理権論」を論じることができるよう、今後と比較法的観点から成年後見制度の研究を進めていきたい。

(1)

私の拙訳の全文は、ラッシュユ氏の英語の原文と左右対称で「実践成年後見」創刊号八頁以下に掲載された。なお、ラッシュユ氏の講演原稿の翻訳の依頼をいただくにあたり、千葉大学の新井誠教授とリーガルサポートの高橋弘常理事に大変お世話になった。ここに記して心からの深謝の意を表したい。

筆者はかつて「法務資料」を執筆させていた際、*enduring powers of attorney* の訳語として「持続的代理権」ではなく「継続的代理権」を用いたので、「実践成年後見」では編集上の方針により「持続的代理権」を訳語としたが、本稿では「継続的代理権」を訳語として用いることにする。

「実践成年後見」に掲載した拙訳を一部修正して本稿に掲載することについては、リーガルサポートから許可をいただいている。

「実践成年後見」の訳の第一文では、論文のテーマ及び第二文との意味上のつながりを重視して、*a power of attorney* を「持続的代理権授与証書」と意訳したが、本稿では原語に忠実に「代理権授与証書」と訳語を改めた。この他にも漢字とかなや数字の表記の仕方など両稿には若干の違いがあるが、現段階では本稿の訳をもって私の最終訳とすることにした。なお、本稿では日本法にとつて示唆的であり内容的に特に重要であると思われる箇所を訳者が「シツク体」にしている。

デンズイル・ラッシュユ英国最高法院後見裁判部長(保護裁判所所長)の継続的代理権論

〔翻訳〕

継続的代理権

デンズイル・ラッシュユ

英国最高法院後見裁判部長(保護裁判所所長)

志村 武訳

はじめに

代理権授与証書とは、本人・設定者・譲与人と呼ばれる者が代理人・任意代理人・被設定者と呼ばれる自分以外の者に、自分で代わって自分の名義で行動する権限を与える一定の要式を備えた文書である。

(継続的代理権授与証書と区別される) 通常の代理権授与証書は、本人が意思無能力になった時点で自動的に失効するが、この結果は非常に不便である。代理人の助力が単に望ましいだけでなく必須のものになったまことにその時に、代理人は行動する権限をもはや有してはいないのである。本人の事務を適切に管理する

必要性は依然として続いているのに、代理人の権限は存続しない。⁽²⁾このような状況においては、無能力である本人の事務を管理してくれる人の選任を求める申し立てが裁判所になされなければならない。裁判所によつて選任された者は、一般に後見人・財産管理人・保佐人・心神喪失者補佐人として、イングランドでは財産保全管理人として知られている。

(1) ドゥルー対ナン事件(一八七八年) *D. (1878)*。この原則には常に厳格な例外が存在し続けている。すなわち、本人の精神的能力の喪失(ないしは死亡)があつても、代理人の所有権的な利益や本人の代理人に対する義務の履行を担保するために代理人に与えられた権限は失効しないのである。失効しない代理人の権限は、競売が必要になつたときに競売をする権利の行使を容易にするために譲渡抵当権設定者から譲渡抵当権者に与えられることがある。

(2) 法律委員会「無能力である本人」(一九八三年)第三二二節。

後見手続の回避

継続的代理権の第一の目的は、通常複雑で時間がかかり高額の

費用を要する後見手続を回避することである。後見手続は場合によつては当事者の自尊心を傷つけたり不愉快な思いをさせてしまうこともある。本人がもはや自分自身の事務を管理することができないという宣告をするように親族が裁判所に求めなければならないからである。裁判所の手続は公的記録の対象となる事柄であり、幸いイングランドではそうならないが地方紙に公告がなされなければならない地域もある。後見人に選任されるべき者について家族の中で争いがある場合には、裁判所手続は苛烈を極めることになる。その結果、訴訟費用はかさみ、その費用は通常、無能力者本人の財産から支払われる。⁽³⁾

後見人が必要であると裁判官が判断しても、裁判官が後見人に選任する人が無能力者が自ら選んだであろう人だという保証は何もない。一般に裁判官は無能力者の選好を考慮するものだが、⁽⁴⁾それに拘束されるものではない⁽⁵⁾。家族の構成員がお互いを信頼できず家族が機能障害に陥つているとき、無能力者によつて表明された後見人の選好が信用できない経緯を有するとき、様々な事柄について調査が必要であるとき、このようなときは特にそうである。⁽⁶⁾

実際に後見人を選任することは後見手続のほんの始まりに過ぎない。通常、後見人は以下のことを行うように求められている。

- 「担保を提供」したり、「保証証書を提出」したりすること。
これは、後見人が無能力者の財産を盗んだり後見人による無能力者の財産の管理が失当であったりした場合に支払われる保険に加入することを意味している。
- 後見人に選任される前か選任後、時間が経たないうちに、本人の財産の財産目録を作成すること。
- 通常一年に一回、会計報告書を作成し裁判所に提出すること。
- 資本を減少させること、財産の売却、一定の種類の投資をすること、無能力の本人の金銭を贈与すること等、一定の取引について裁判所の承認を得ること。
- 裁判所に毎年、事務処理手数料を支払うこと。
これに対して、継続的代理権は、
- 将来いつか自分が無能力になるかもしれない可能性に備えて、予め本人が準備しておくことができる、費用がかからない簡単な手続を提供する。
- 自分の事務を管理してほしい人を自ら選択できるようにすることによって、本人の自律性を尊重している。
- 本人が事務の管理について能力を有している時から、能力を失いつつある段階を経て、能力を有していない時への円滑な移行

デンズビル・ラッシュェ英国最高法院後見裁判部長(保護裁判所所長)の継続的代理権論

五七九

- を可能にする。本人が意思無能力になる時点を特定することは困難であることが多い。軽度から中度のアルツハイマー病を患っている高齢者には、はつきりしている期間と混乱している期間、言い換えれば「良い日」と「悪い日」の変動がありうるのである。⁽⁷⁾
 - 共同社会で行われている実務を適法化する。継続的代理権授与証書を作成できるようになる以前においても、代理権設定者が後に無能力になったことによってすでに失効している通常の代理権授与証書を使い続けることが弁護士にとって一般的な実務であった。⁽⁸⁾
 - 後見制度に付随する烙印・公示・官僚機構的硬直性・多くの時間と費用がかかることを回避している。
 - 代理人により大きな行動の自由を与えている。
- ここで、一言注意すべきことを付け加えたい。継続的代理権は本人により大きな自律性を与えるものであるという主張がなされてきているが、これは一般的に言って誇張である。裁判所によって選任された後見人ならば課される数々の制約が代理人には課されないの、自律性によって本当に利益を受けるものは代理人なのである。

- (3) ウィンダムに関する事件(一八六三年) 4 De. G. W. & C. 33、キャスカートに関する事件(「一八九三年」1 Ch. 466)。
- (4) ウェストに関する事件(一九七八年) 20 N.B.R.(2d) 886)。
- (5) ミッチェルに関する事件(914 S.W.2d 884 (Mo.App.S.D. 一九九六年))。
- (6) カーンに関する事件(627 N.Y.S.2d 257 (Sup. 一九九五年))。
- (7) 法律委員会「無能力である本人」(一九八三年) 第三三三節。
- (8) 同書第三三六節。

三世代に分類できる継続的代理権

初期の二つの原型を除けば、継続的代理権はこの三十年間、後見手続に代わる選択肢として利用されてきた。この間、三世代の継続的代理権が出現している。すなわち、

- 第一世代。第一世代は、アメリカ合衆国において一九七〇年から登場している。
- 第二世代。第二世代の標準型は、イングランドの一九八五年継続的代理権法である。
- 第三世代。第三世代の例としては、ブリッティッシュ・コロಂಬ

ア州の代理合意法と日本の任意後見契約に関する法律⁽¹⁰⁾があげられる。この両者は二〇〇〇年の初めに施行されている。

それぞれの連続している世代が漸次、継続的代理権が特に回避しよう⁽⁹⁾と意図した後見手続の類型の方向に、近づくように動いてきたのは皮肉なことである。なぜこのような皮肉が生じるようになったのか、私はその理由の説明を試みる予定である。

(9) 一九五四年にアメリカのヴァージニア州が、本人が意思無能力となった後にも代理人が代理権のもとで継続的に行動を続けることを可能にした最初の制定法を制定した。一九六四年に統一州法委員全国会議は模範少額財産的利益特別代理権法を公布した。この一九六四年法はただアーカンソー州のみが採用しただけであり、(この改正法は)本人が二〇、〇〇〇ドル以下の価値を有する財産を所有している場合、又は年六、〇〇〇ドル以下の収入を有する場合に適用される。

(10) 任意後見契約に関する法律(一九九九年法律第一五〇号)は一九九九年二月一日に制定され、二〇〇〇年四月一日に施行された。

第一世代

一九六九年にアメリカ合衆国において、統一州法委員全国會議は統一遺産管理法典を承認し公布した。この統一遺産管理法典の二つの条文⁽¹¹⁾はただ「自動消滅原則」を廃止し、代理人が代理権のもとで行動する権利は本人が無能力となつた後も継続することができると規定したにすぎなかつた。統一遺産管理法典が公布された後、継続的代理権の利用は合衆国中に広がつていったのだ⁽¹²⁾。

一九七九年に統一州法委員全国會議は、さらに継続的代理権に関する三つの条文を統一遺産管理法典に付け加えて、統一遺産管理法典の代替法として利用されるように制定された単行法である統一継続的代理権法を承認した。一九八〇年代の半ばまでに、五十州のすべてとコロンビア特別区において、財産上の意思決定に関する継続的代理権を認める制定法がすでに制定されている。

一九八二年にペンシルヴェイニア州議會は、特に代理人が内科及び外科の手続について指示を与えることができるように、全州で最初に継続的代理権に関する制定法を改正した⁽¹³⁾。この改正は単に代理人が本人に代わつて治療に同意を与えることを許したにすぎず、治療拒絶に同意を与えることを許したものはなかつた。

一九八三年に身上監護に関する意思決定を対象とするように改正

されたカリフォルニア州の統一継続的代理権法は、代理人に無能力の本人に代わつて生命維持治療を拒否する権限を特に認めた最初の制定法である。

一九八八年に統一州法委員全国會議は、統一代理権授与法定書式法を承認した。代理権授与法定書式は、考え方においては以下において考察されるイングランドの指示書式と似ているが、図案においては似ていない。アメリカの代理権授与法定書式は単に代理人の権限の範囲を確定することを意図しているにすぎない。本人は一三種類の異なる⁽¹⁴⁾取引形態が書かれているリストのいずれか一つ以上の取引の横に自分のイニシャルを記入することを求められる。もし本人が代理人に包括的な権限を授与したいと望むときは、最後の一四番目の欄の横に自分のイニシャルを記入しなければならぬ。今までのところ、統一代理権授与法定書式法は特に広く受け入れられてきたというわけではなく、わずかに二、三の州で採用をみているにすぎない。

(11) 第五一五〇一条及び第五一五〇二条。

(12) 一九七八年にカナダの統一法會議は、アメリカ法に倣つて統一代理権法の草案を作成した。この草案は後にプリティッシュ・コロンビ

ア州、オンタリオウ州、マニトウバ州によって程度の差こそあれ採用されるに至っている。

(13) ペンシルヴェニア州継続的代理権：注釈ペンシルヴェニア統合制定法第五六〇一条―第五六〇七条(一九八二年)。

(14) 異なった取引形態とは以下のものである。(a) 不動産取引、(b) 有体財産取引、(c) 株式及び債券取引、(d) 商品先物及びオプション取引、(e) 銀行その他の金融機関取引、(f) 事業経営取引、(g) 保険及び年金取引、(h) 財産権・信託及びその他の受益者取引、(i) 請求及び訴訟、(j) 本人及び家族扶養、(k) 社会保障・メディケア・メディケイド・その他の政府計画・兵役からの給付金、(l) 退職計画取引、(m) 税関係事務、(n) 上記のすべての権限。

第二世代

継続的代理権の第二世代は、一九八六年三月にイングランドとウェールズで施行された一九八五年継続的代理権法とともに始まった。この法律は法律委員会によって起草されたものであり、同委員会の報告書である『無能力である本人』は一九八三年に出版された。

法律委員会はアメリカ合衆国及びカナダの最近の継続的代理権に関する立法を調査し、「基本的な枠組み」と呼ぶ三つの共通する特徴を認定した。⁽¹⁵⁾

- 基本的な枠組みは以下のものから成り立っている。
- 代理権は自分が意思無能力になっても存続しうるべきだという本人の意思を示す本人の供述を文書が含んでいるという要件。
- 代理人以外の者が証人として立ち会い署名をするなかで本人の署名がなされなければならないという要件。
- 継続的代理権は裁判所の介入によって終了させられるうる、又は裁判所が選任した後見人によって撤回させられる、という仕組。

法律委員会は、連合王国議会にこの基本的な枠組みを推薦することはできなかった。同委員会はこの枠組みが複雑でないことを評価していたが、本人に対して十分な保護を提供しているとは考えなかったからである。⁽¹⁶⁾

その代わりに、同委員会は以下のような主要な特徴を持つより精巧な仕組みを作り出したのである。

- 本人の精神能力。

継続的代理権が有効であるためには、継続的代理権は継続的代理権の性質と効力を理解することができる者によって付与されなければならぬ。制定法は継続的代理権授与証書を作成するのに必要な能力を實際に定めることをしなかつた。継続的代理権授与証書を作成するのに必要な能力は、後になって、以下において論じる予定の裁判所の判決によつて決定されたのである。

・継続的代理権授与証書の書式と内容。

継続的代理権授与証書は大法官が指定する書式によらなければならず、継続的代理権授与証書を作成したり受け入れたりすることの効果に関する説明情報を含んでいなければならない。⁽¹⁷⁾

・保護裁判所への登録。

本人が意思能力を喪失し又は意思能力を喪失しつつあると信ずるに足りる理由が代理人にあるときは、代理人は保護裁判所に対し継続的代理権授与証書の登録の申立てをしなければならない。⁽¹⁸⁾

・親族への通知。

裁判所へ登録の申立てをする直前に、代理人は登録の申立てをし

ようとする意思の通知を本人及び本人の最も近い親族のうち少なくとも三人に対してしなければならない。⁽¹⁹⁾

・登録への異議申立て権。

登録の申立てをしようとする意思の通知を受け取つてから四週間以内に、本人又は本人の親族は継続的代理権の登録に対して五つの理由のうちの一つ以上のいかなる理由に基づいても異議を述べることができる。その五つの理由とは、以下のものである。⁽²⁰⁾

(a) 代理権が、通常本人が継続的代理権授与証書を作成する意思能力を有していなかつたという理由で、継続的代理権として有効ではないこと。

(b) 本人が継続的代理権を撤回したので継続的代理権がもはや存在していないこと。

(c) 本人がまだ意思能力を喪失していないために、継続的代理権を登録する申立てが時期尚早であること。

(d) 本人に継続的代理権を設定させるために、詐欺又は不当な圧力が用いられたこと。

(e) すべての状況にかんがみて、代理人がまさにこの本人の代理人となるのに適していないこと。

• 贈与。

代理人は慈善事業や本人の親族もしくは関係者に対してのみ贈与をする権利を有している。家族や友人に対する贈与は誕生日や結婚記念日やクリスマスに限って行うことが許される。贈与の価格は、すべての状況、特に本人の財産の規模に照らし「不当でない」ものでなければならぬ。⁽²¹⁾税金対策の実践の一部となることを意図してなされる贈与でその価格が相当性を超えるものは、すべて保護裁判所によって事前に許可が与えられなければならない。⁽²²⁾

• 保護裁判所の役割。

法律委員会は、保護裁判所が存在することが究極の濫用防止策であり、また濫用防止策であり続けるだろうと考えたのだ。⁽²³⁾裁判所が継続的代理権の運用に関わることは、登録過程それ自体を除いては、原則というより、むしろはるかに例外であろうと法律委員会はイメージした。このことが後見制度に関する制定法(一九八三年精神保健法)下の裁判所の機能と一九八五年継続的代理権法下の裁判所の機能の本質的な違いである。前者の下においては、裁判所は後見人を監督する責任を有しているが、これに対して後者の下においては、責任は断固として代理人自身に与えられてお

り裁判所は問題が生じたときにのみ関与する必要があるにすぎない。それにもかかわらず、裁判所は矯正的な機能を有しており、代理人の行為を調査することができ、必要があれば、継続的代理権を消滅させることができるのである。⁽²⁴⁾

イングランドの継続的代理権は「非常に複雑であり、専門家の法的な助けを借りずにこれを利用することはほとんど不可能である」として、特にオーストラリアにおいて批判されてきている。継続的代理権の利用に際して充足しなければならない複雑な諸要件が存在することによって、「利用者に苦痛を引き起こす可能性があり、正式の後見制度や財産管理の計画と大差ない、使い勝手が悪い、公的で官僚的な制度」が作り出されてしまうという効果が生じているとも言われている。⁽²⁵⁾

実際、イングランドの法律委員会は、その提案がすでに十分に複雑であることを認識しており、より一層提案を複雑にしたくなかったがために、数多くの重要な問題に取りかかるのを回避したのだ。さらに、制定法は人々が継続的代理権のもとで代理人として選任を受けることを促すものであり、代理人として行動する気持ちをそぎかねない義務や責任や制裁の羅列を含むものではないということを保証しようと法律委員会は意欲を燃やした。

いくつかの批判が存在しているにもかかわらず、指定された書式の使用の強制⁽²⁶⁾、継続的代理権に異議を申し立てる権利⁽²⁷⁾、継続的代理権授与証書を裁判所に登録することが要求されていること等に代表されるイングランドの継続的代理権の枠組みの多様な特徴は、後に他のいくつかの法域において採用を見ているのである⁽²⁸⁾。

イングランドの継続的代理権は依然として、本人の財産や金銭的な事柄に関する意思決定に限定されている。一九九五年に法律委員会は「意思無能力」に関する報告書を公にした⁽²⁹⁾。その報告書の中で、法律委員会は継続的代理権法を廃止し、それに代えて意思無能力法を制定することを提案した。意思無能力法のもとでは、本人は財産上の意思決定のみならず医療上の意思決定や、どこに住むか、誰と一緒に住むか、誰と連絡を取り合うかなどの個人的なライフスタイルに関する意思決定をも対象とする新しい持続的代理権授与証書 (Continuing Power of Attorney) を作成することができるとされている。イングランド政府は立法スケジュール上時間があき次第、可及的速やかにこの提案を実行するつもりであると述べている⁽³⁰⁾。しかしながら、継続的代理権の新たな第三世代の登場によって、この提案はすでに時代遅れとなっているのである。

継続的代理権の第二世代の最新の例は、アイルランドの一九九六年代理権法である。これは基本的にはイングランドの制定法と同じものであるが、それ以後にイングランド法律委員会によって提案されたすべての改革を取り込んでおり、一九八三年の時点でイングランド法律委員会が考慮するのをためらった数多くの問題をも特に取り扱っている⁽³¹⁾。この法律は、どこに住むか、誰と住むか、誰と面会し誰と面会しないかといった身上監護に関する意思決定を、本人が代理人に委ねることを可能にしている⁽³²⁾。

さらに、アイルランドの制定法は本人が継続的代理権を作成する意思能力を有していることを医師が証明することを要求している⁽³³⁾。アイルランドの一九九六年代理権法は一九九六年八月一日に実施され、その施行後の最初の四年間においては、わずかに一〇〇件の継続的代理権授与証書が裁判所の被後見人事務所に登録されたにすぎなかった。アイルランドの人口は特に多いというほどでもなく(約三、〇〇〇、〇〇〇人)、比較的若い人が多いが、イングランドで制定法施行後の最初の四年間に登録された継続的代理権授与証書の数と比べてみると、その期間に少なくとも四〇〇件の継続的代理権授与証書が登録されていることを期待できたことになる。規制が強められたこと、特に、継続的代理権授与証

書を作成する時点で医師が本人の能力を評価しなければならないという要件によって、数多くの人々が継続的代理権授与証書を作成することを思いとどまってしまったのかもしれない可能性は否定できない。

- (15) 法律委員会「無能力である本人」(一九八三年)第三、一七、節。
- (16) 同書第三、二一、節。
- (17) 一九八五年継続的代理権法第二条(二)。大法官はイングランドとウェールズにおいては司法大臣に相当する。継続的代理権法が一九八六年三月に施行されて以来、ずっと指定された書式が存在している。最初の指定された書式は一九八六年三月一〇日から一九八八年六月三〇日まで利用できた。次の指定された書式は一九八七年一月一日から一九九一年七月三〇日まで利用できた。そして第三番目の指定された書式は一九九〇年七月二日から利用可能となっている。
- (18) 一九八五年継続的代理権法第四条(一)及び(二)。
- (19) 同法第四条(三)(三)。一九八五年継続的代理権法の附則一は親族の優先順位について以下のように規定している。

(a) 夫又は妻、

- (b) 子、
- (c) 親、
- (d) 兄弟姉妹、
- (e) 本人の子の寡婦又は鰥夫、
- (f) 孫、
- (g) おいとめい、
- (h) おじとおば、
- (i) いとこ。

(20) 一九八五年継続的代理権法第六条(五)。

(21) 同法第三条(五)。

(22) 同法第八条(二)(e)。ダブユーに関する事件 [(2000年) 1 All ER 176] も参照。

(23) 法律委員会「無能力である本人」(一九八三年)第三、三八、節。

(24) 同書第四、七八、節。継続的代理権授与証書が登録された後に保護裁判所が果たすべき機能については、一九八五年継続的代理権法第八条に定められている。

(25) オーストラリア法律改革委員会「継続的代理権」(ALRC47) (一九八八年)第一四、節。

(26) たとえば、ニュー・ジーランドの一九八八年身上財産権利保護法を

参照。

(27) たとえば、ブリテイッシュ・コロンビアの一九九三年代理合意法を参照。

(28) たとえば、アイルランドの一九九六年代理権法、スコットランドの二〇〇〇年無能力成年者法第一九条、ブリテイッシュ・コロンビアの一九九三年代理合意法第一四条。

(29) 法律委員会「意思無能力」法律委員会一九九五年第三三二号。

(30) 大法官府「意思決定」(一九九九年一月二七日) 第七節。

(31) たとえば、アイルランドの一九九六年代理権法第五条(四)は、代理人として行動する資格を剥奪されている者に関する記述を含んでいる。それには、破産宣告を受けている者、詐欺や不正行為を含む犯罪又は本人の身上・財産に対する犯罪の有罪決定を受けた者が含まれている。さらに、一九九〇年会社法のもとで命令が下されている者、本人が居住している老人ホームの所有者やその被用者も代理人として行動する資格を剥奪されている。

(32) 一九九六年代理権法第四条(一)。

(33) 同法第五条(二)(d)(iii)。

第三世代に向けて

一九八〇年代を通じて継続的代理権に対する一般人や専門家の認識は極めて好意的で盲目的に無批判であったとさえ言ってしまうくらいであるのに対して、一九九〇年代になってからは、継続的代理権によって解決された問題よりも新たに生じた問題の方が多いのかもしれないという懸念や継続的代理権は特に濫用されやすいという懸念が募っていた。会計説明責任・担保提供・監督といった事柄—これらのものを回避するために継続的代理権が考案されたまさにそのもの—が徐々に再び流行するようになってきたのである。

一九九四年九月にアメリカ法律家協会の遺産管理・信託部会はその二、二四二名の会員に対して、継続的代理権の濫用に関する会員の経験についてアンケートを送付する方法によって調査を行った。八五四名(三八%)が回答し、その結果は一九九六年一月にデイヴィッド・イングリッシュとキンバリー・ウルフによって雑誌「遺産管理と財産」において分析された。⁽³⁴⁾

回答者の四〇%が、一つないしは複数の継続的代理権が濫用された事例を知っていた。回答者の六二%が濫用の発生率は一%以下であると結論し、九一%が五%以下であると認識していた。回

答者は最もよくある濫用例として本人の財産を移転してしまうことをあげている。事例の九一%がこの類型に属し、平均して本人の財産の五〇%が被害を受けている。

イングランドの継続的代理権の枠組に組み込まれたすべての濫用防止策の存在にもかかわらず、私は濫用の発生率ははるかに高いという記録を信頼している。その真实性を証明できる統計資料を作り出すのは不可能かもしれないが、八件のうち一件の割合で財産上の濫用が行われていると私は考えている。⁽³⁵⁾ここでの濫用の種類は二つの極端な事例の間どこかに位置づけられる。一方の極端は、裁判所の許可なく贈与を行ってはいけない旨の規則に違反するという些細なことである。これは通常、代理人が自分がしてよいこととしてはいけないことを単純に誤解してしまうことから生じるものである。他方の極端は、故意による犯罪としての詐欺である。百万ポンドを超える財産の不正横領に関する事件も、めつたに起きてはいないが、先例なしとしないのである。

イングリッシュとウルフの論文の結論は以下のとおりである。

調査結果によれば継続的代理権が懸念すべき一領域となっていることが示されている。濫用される継続的代理権は比較的小さな割合に過ぎないが、いざ濫用例が生じると、かなり深刻な

事態になりがちである。さらに、現在まだ発効していない数多くの継続的代理権が実際に行われることになる、実際の濫用例が増加することは疑いなくであろう。この国の人口統計の変化も影響を与えるであろう。継続的代理権を利用する主要な集団である高齢者人口は、次のほんの数十年の間に二倍になることが予想されているのである。

しかしながら、濫用の問題は継続的代理権に限ったことではない。調査結果は他人の代理をする者が他人の財産を管理するときには、その者が代理人であるか後見人であるか銀行預金口座の共同名義人であるかにかかわらず、いつでも濫用が起こりうることを示している。矯正的な行為にもかかわらず立法行為はいかなるものも、継続的代理権だけをその対象とすべきではなく、この濫用の問題をより広い視角から取り扱うべきである。

継続的代理権授与証書の必要的記載事項に変更を加えることは十分に注意して取り組むべきである。一般大衆が継続的代理権授与証書を広く利用していることに鑑みれば、この証書の必要的記載事項に何らかの変更を加えるのは、消費者を意識した上でなされなければならない。継続的代理権の利用を実質的に妨げるような規制はいかなるものも受け入れることができないのである。

もしこのような規制がなされれば、継続的代理権以外の、より濫用の危険性が高い、あるいはより費用がかかるがより効果は少ないであろう方策を単に一般大衆は選択するようになるだろう。現実には、規制をすれば必ず良くなるというものではない。完全に継続的代理権の利用を禁止するのではなく、我々は一定の限度での失敗を甘受しなければならないのである。

本場に必要なのは、規制を増やすことではなくて、むしろよりよい教育を行うことである。本人は継続的代理権の利用に本質的に内在する危険性と信頼できる代理人を選ぶことの重要性について教えてもらう必要がある。代理人は自己の責任について教育される必要がある。弁護士は、依頼者の個別的な必要性に注意深く応え、専門的知見に基づいた助言を提供する必要があることを絶えず思い出さなければならぬ。このような教育過程を開始するために、当局は必要な助言を与える消費者向けのパンフレットを準備しているところである。

継続的代理権に関する主要な問題の一つは、代理人の行為を取り締まる基準がいまだはつきりと定められていないことである。多くの場合、代理人の行為を取り締まる基準は考えられたことさえない⁽³⁶⁾のである。たいていの国では、継続的代理権のもとで行動

する代理人のための服務規程は存在していない⁽³⁷⁾。立法府と裁判所は、代理法が予想だにせず、そのための備えもまったく貧弱なものである状況—すなわち、本人が意思無能力になったという状況—に対して、代理法が適用されると単純に決めてかかってきたのである。

まさにこのような背景のもとで、継続的代理権の第三世代が出現してきたのである。その主要な特徴は、(1)代理人の義務及び責任をより明確に定めること、(2)代理人の活動を監督する監視者ないしは監督者の選任を勧めたり要求したりすることによって、第二世代の継続的代理権の足りないところを補おうとするところにある⁽³⁸⁾。

第三世代の先駆者は、一九九二年オンタリオ州代行決定法である。オンタリオ州は当初一九七九年に代理権法を可決したが、この法律は当時他の法域で可決された同様の制定法に違わず、ただ代理人の代理権は後に本人が無能力になっても消滅しないと規定するだけであった。一九九二年代行決定法は実質的にみて、以前の制定法より多くの濫用防止策を課している。この濫用防止策には、代理人は規則にしたがって、本人の財産に関わるすべての取引の会計帳簿をつけなければならないという要件が含まれて

(39) いる。

ここで問題になっている規則であるオンタリオ州規則一〇〇／九六号によれば、継続的代理権のもとで行動する代理人は、裁判所が選任した財産後見人とまったく同じ会計帳簿と記録をつけることを求められている。この会計帳簿と記録には以下のものが含まれる。

- ・無能力者に代わって代理人や後見人によって最初の取引行為がなされた日付の時点での不動産、金銭、証券、投資、自動車及びその他の動産を含む無能力者の全資産のリスト。

おこのリストには、当該資産が獲得ないしは処分された日付と理由及び獲得ないしは処分された相手方に関する記載が含まれる。

- ・無能力者に代わって受け取ったすべての金銭の継続的なりすと、なおこのリストには、受け取った金額、日付、当該金銭を受け取った相手方、当該受取がなされた理由、当該金銭が預金された口座の詳細事項に関する記載が含まれる。

- ・無能力者に代わって支払ったすべての金銭の継続的なりすと、なおこのリストには、支払った金額、日付、当該支払がなされ

た目的、当該支払の相手方に関する記載が含まれる。

- ・無能力者に代わってなされたすべての投資の継続的なりすと、なおこのリストには、投資の金額、日付、利率、購入ないしは買い戻された投資の種類に関する記載が含まれる。

- ・無能力者に代わって代理人や後見人によって最初の取引行為がなされた日付の時点での無能力者の負債のリスト。

- ・無能力者に代わって負担し返済した負債の継続的なりすと、なおこのリストには、当該負債を負担し又は返済した日付、当該負債の性質、当該負債を負担し又は返済した理由に関する記載が含まれる。

- ・代理人や後見人が報酬を受け取った場合には、受け取った金額、日付、計算方法に関する記載を含む、すべての報酬の継続的なりすと。

- ・代理人や後見人が世話や管理の手数料を受け取った場合には、当該手数料の計算に用いられた資産及びその個々の資産価値のリスト。

さらに、一九九二年オンタリオ州代行決定法は、本人の金銭問題の管理が適切に行われることに正当な利益を有するいろいろな人々は、代理人の会計帳簿の引渡しを命じる命令を求めて裁判

所に申立てを行うことができるとも規定している⁽⁴⁰⁾。一見すると代理人が記録をつけなければならぬことは煩わしいことのように思われるかもしれないが、実際にはその記録は他人の金銭問題の管理を委ねられた者なら誰もが当然につけ続けなければならない基本的な会計記録の域を出るものではないのである。このように記録を代理人が自発的につけようとせず、つける能力もないときは、その代理人は、まず第一に代理人としての役割を引き受けるべきか否か自体について真剣に考えなければならない。

私自身の経験から言えば、今まで保護裁判所が代理人に会計帳簿を提出するように求めたことは比較的少ないが、その限りにおいては、会計帳簿は嘆かわしいくらい不十分なものであった。この理由の大部分は、代理人が本人の事務の管理を引き受けた日に財産目録も資産と負債のリストも作成していなかったことに求められるのである。

(34) デイヴィッド・エム・イングリッシュとキンバリー・ケイ・ウルフ

「継続的代理権の利用に関する調査結果」遺産管理と財産一九九六年一—二月号三三—三五頁。

(35) デンズビル・ラッシュ「勝手な処置をすること—継続的代理権と金

銭的濫用」ソリシタ・ジャーナル二四二号（一九九八年九月二日）八〇八頁及び八〇九頁。

(36) キャロライン・エル・ディッセン「金銭に関する継続的代理権のもとで代理人として行動すること—台本なしの役割」ネブラスカ・ロー・レビュー七五号五七五—六二〇頁（一九九六年）。

(37) 二〇〇〇年無能力成年者（スコットランド）法第一三条（一）（c）は、スコットランドの担当大臣は、継続的代理人及び福祉代理人の機能の行使に関する指導を含む服務規程を準備して漸次改定しなればならない、と規定している。服務規程の草稿が現在準備されているところである。

(38) 「パブリック・トラスト・オフィス（インゲランド及びウェールズ）五年次報告」は一九九九年一月二八日に発行された。同書第四八節は、代理人の活動に対する監視がないために、「担当大臣は現行の継続的代理権の仕組みを、一定の者にとっては実際に保護裁判所の代わりとして利用できる手段であるとして、自信を持って一般人に対して勧めることができない」と結論づけている。その提言の一つは、代理人を監督する弁護士や会計士などの独立した専門家を本人が指名するように求める規定が、指定された書式に設けられるべきであるというものである。

(39) 一九九二年代行政決定法(改正法) 第三八条。

(40) 同法第四二条。

第三世代

すでに述べたように、第三世代の継続的代理権の主要な特徴は、(1)より明確に代理人の義務及び責任を定めること、(2)代理人の活動を監督する監視者ないしは監督者の選任を勧めたり要求したりすること、である。⁽⁴¹⁾

代理合意法はブリッティシユ・コロンビア州の立法院により当初一九九三年七月に可決されたが、実際に施行されたのはその他の様々な精神保健関係法が発効した二〇〇〇年二月二十八日からであった。⁽⁴²⁾ オンタリオ州と同様、ブリッティシユ・コロンビア州は、単に代理人の権限は本人が意思無能力になった後でも継続しうると規定しているだけの継続的代理権の非常に基本的な枠組みを採用した、カナダにおける最初の州の一つに数えられている。⁽⁴³⁾

この新しい制定法は以前の制定法に比べて、実質的により多くの濫用防止策を含んでいる。

代理の合意をする成年者は、当該合意において監視者として行

動する者を指名するか、監視者は必要ではないと文書で明示的に述べなければならぬ。この成年者が監視者の指名もせず、監視者は必要でないと述べることもしない場合には、公受託者が当該成年者の近親者や友人を監視者として選任することができる。⁽⁴⁴⁾ 代理の合意に関する指定された書式が存在していないにもかかわらず、当該合意は登録されなければならないのであり、事実、公受託者が登録して初めて当該合意は効力をもつのである。⁽⁴⁵⁾

代理人は以下の義務を有している。⁽⁴⁶⁾

- 代理人は正直に誠実に行動しなければならない。
- 代理人は合理的に思慮分別のある人の世話・勤勉さ・技術を実践しなければならない。
- 代理人は合意によって与えられた権限内で行動しなければならない。
- 成年者が意思決定をするのを助けるとき又は成年者に代わって意思決定をするときには、代理人は、成年者の希望を確定するために最大限、成年者と話し合い、可能であれば当該希望に従わなければならない。
- 成年者の希望を確定することができず又は当該希望に従うことが不可能である場合には、代理人は成年者が能力を有する間に

表明したあらゆる指示や希望に従わなければならない。

・代理人は会計記録をつけ、成年人・監視者・公受託者の要求により、当該記録を検査及び複写のために提出しなければならない。

・代理人は、代理の合意が発効する前から資産が一緒に保有されている場合（この場合には、代理人は成年人の資産に対する利益を信託されていることになる）を除き、成年人の資産を自身自身の資産と分別しておかなければならない。

・成年人と代理人との間に利益相反が生じたときは、代理人は速やかに公受託者とその旨を通知し、公受託者が与える、いかなる助言をも検討し、いかなる指示にも従わなければならない。

・代理人は、成年人から代理権を与えられたあらゆることを行うにあつて援助となる、有資格者のサービスを利用することができる。

監視者は以下の義務と権限を有している。⁽⁴⁷⁾

・監視者は代理人がその義務に従っていることを確かめるように努めなければならない。

・非常識でない時間であるならばいつでも、監視者は成年人を訪問して成年人と話すことができる。

・成年人の監護又は監督をしているものは誰でも、監視者が成年人を訪問して成年人と話すことを妨げてはならない。

・監視者は代理人に対して、会計記録を提出し又は監視者が特定するいかなる事柄についても報告するように求めることができる。

・代理人が監視者の指図に従わないときは、監視者は速やかに公受託者とその旨を知らせなければならない。

代理合意法は、異議ある者が代理の合意に異議を述べることができる様々な原因及び裁判所が代理の合意を取り消せる場合についても規定している。⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾

これ以外に第三世代の継続的代理権の原型としてあげられるのは、もちろん、二〇〇〇年四月一日に施行された日本の任意後見契約に関する法律である。この法律は任意後見契約について以下のように規定している。

・任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によつてしなければならない。⁽⁵⁰⁾

・任意後見契約は、公証人の囑託によつて登記されなければならない。⁽⁵¹⁾

・任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した場合⁽⁵²⁾

にのみ効力を生じる。任意後見契約に関する法律は任意後見監督人の義務⁽⁵³⁾についても明確に規定している。

ブリッティシユ・コロンビア州の制定法は監視者を選任する可否かを本人が選択することを認めているが、日本の制定法は監督人の選任を裁判所の決定事項としている。ブリッティシユ・コロンビア州の制定法は一見本人の自律性と自己決定の権利を尊重しているように思われるが、すでに述べたように、この主張は誇張されているのであり、継続的代理権のもとにおける真の自立性は確固として代理人に与えられているのである。したがって、代理人と通謀するような監視者を本人が選んでしまい、監視手続が形だけのものになってしまいかねない危険性が存在しているのである。

監視がうまくいっているか、監視の仕事を自発的に引き受ける志願者が絶えず一定数存在しているかを知るのは、興味深いことであろう。二年前、イングランドの高等法院の一人の裁判官が、本人が過去一五年間同棲している女性を代理人に選任する継続的代理権授与証書の登録を、本人の五人の子供達がその登録に断固として反対したにもかかわらず、決定した。その裁判官はその女性代理人に会計帳簿を六ヶ月ごとに私に提出するように命じ、実

際、彼女はそうし続けている。しかし、主として、会計帳簿には代理人が見せてもよいと選択した情報だけが含まれているという理由から、私はその会計帳簿を完全に自信を持って承認する気には決してなれない。代理人がその義務を申し分なく果たしていることを証明するのは、恐ろしいほどの責任を伴うことなのである。

(41) 「パブリック・トラスト・オフィス五年次報告」の第四八節は、代理人の活動に対する監視がないために、「担当大臣は現行の継続的代理権の仕組みを、一定の者にとっては実際に保護裁判所の代わりとして利用できる手段であるとして、自信を持って一般人に対して勧めることができない」と結論づけている。その提言の一つは、代理人を監督する弁護士や会計士などの独立した専門家を本人が指名するように求める規定が、指定された書式に設けられるべきであるというものである。

(42) 一九九三年ブリッティシユ・コロンビア州制定法第六七号代理合意法。二〇〇〇年二月二十八日に施行されたこれ以外の制定法は、身上監護の同意及び世話施設法、成年後見法、公後見人及び公受託者法である。

(43) 一九七九年代理権法。

(44) 一九九三年代理合意法第二条。

(45) 同法第一四条(一)。

(46) 同法第一六条。

(47) 同法第二〇条。

(48) 同法第三〇条。

(49) 同法第三二条。

(50) 任意後見契約に関する法律(一九九九年法律第一五〇号)第三条。

(51) 後見登記等に関する法律(一九九九年法律第一五二号)。

(52) 任意後見契約に関する法律(一九九九年法律第一五〇号)第四条。

(53) 同法第七条。

継続的代理権に対する需要

継続的代理権は、精神的障害により自分で意思決定することができない者のために、裁判所に基礎を置いている後見手続のより安価で時間や費用がかからない代替策となることを意図している。

自分の事務を管理する意思能力がない者は、四つの主要な範疇に分類される。

・主としてアルツハイマー病や多梗塞痙攣を患っている高齢精神

衰弱者。

・たとえば精神分裂症や両極性情緒障害(躁鬱病)を患っている、地域社会で生活している精神障害者。

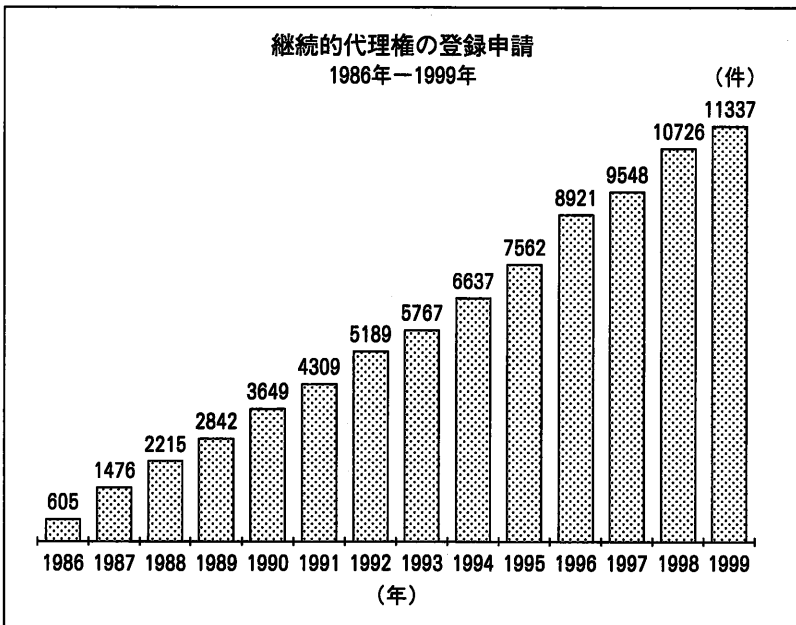
・知的障害者。

・重い脳損傷を受け、その傷害について補償金を与えられている事故の被害者。

継続的代理権は、実際には、高齢精神衰弱者に対してだけ適しているにすぎない。継続的代理権の考え方は、まだ自分の事務を管理できる段階で、自分が高齢になって意思無能力になるかもしれない可能性に備えて計画する事ができるというものである。一般的に言って、継続的代理権は、その多くが他人に自分の事務を支配されることに対して敵意を持って反応し、したがってできる限り早い機会に継続的代理権を撤回しようとする傾向がある、地域社会で生活している精神障害者には適していない。このような場合には、後見人の方が望ましいのである。主として、そもそも知的障害者は継続的代理権授与証書を作成する能力を欠いているという理由によって、継続的代理権は一般に知的障害者に適していない。さらに、継続的代理権は事故の被害者にも適していない。担保・責任・監督などの濫用防止策が存在しない点からみて、継

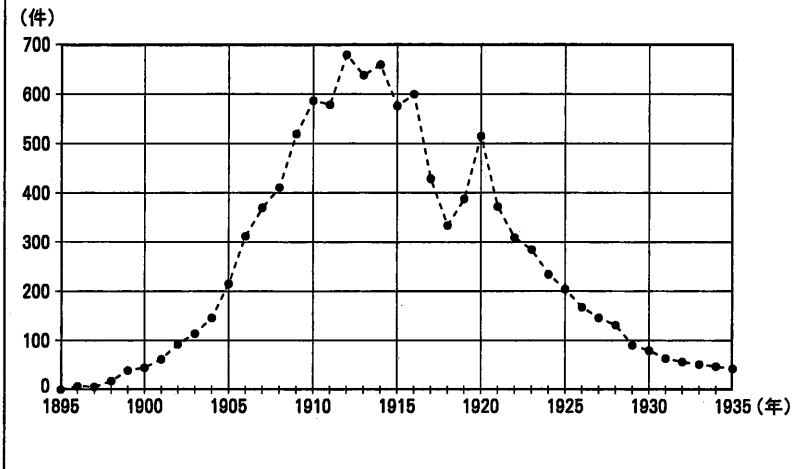
統的代理権はかなりの額に上る与えられた補償金の管理に真にふさわしいものであるとはいえないのである。

一九八六年三月に一九八五年統的代理権法がイングランドとウェールズで施行されて以来、統的代理権の登録申請数は平均して年一四%ずつ増加してきている。同じ期間を通して裁判所が選任する後見人の申立て数は、概ね六、〇〇〇件という一定した値を示し続けている。保護裁判所は、後見人の選任を命じた約二二、〇〇〇人の財産と事務に対して責任を負っている。統的代理権のもとで行動している代理人によって管理されている財産の総数について正確な数字をあげることは不可能であろうが、本人が統的代理権を登録した日から約三年の平均余命を有するということに基づけば、おそらく三〇、〇〇〇件位であろうと思われる。



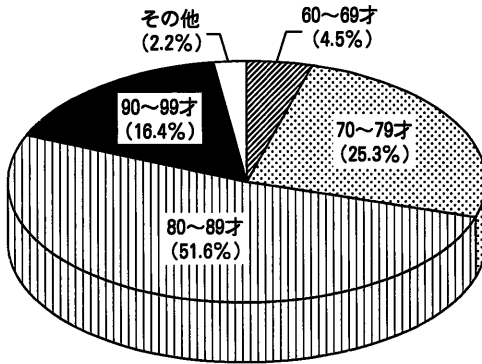
継続的代理権の最大の受容層は高齢者であり続けている。継続的代理権の登録申請がなされる時点での本人すなわち設定者の平均年齢は八五才である。設定者の七五%が女性であるが、この事実は八五才の一般人口における女性対男性の割合と一致している。

1999年の継続的代理権の登録申請
設定者の生まれた年



前のグラフは、本人(すなわち「設定者」)が生まれた年との関連における一九九九年の継続的代理権の登録申請数を示しており、後のグラフは、登録申請がなされた時点で本人が六〇代か七〇代か八〇代か九〇代かによって本人の年齢を分類している。

1999年の継続的代理権の登録申請
設定者の年齢



継続的代理権法のもとにおいては、本人が二人以上の代理人を選任することができる。六二%の本人が、ただ一人の代理人を選任している。三二%の本人が、連帯して行動する二人以上の代理人を選任している。ここで「連帯して行動する」とは、希望によって、全員一緒に行動してもよいし、それぞれが独立して行動してもよい、ということの意味している。残りの六%の本人は共同して行動する二人以上の代理人を選任している。ここで「共同して行動する」とは、両方ないしは全員の代理人があらゆる取引において一緒に行動しなければならない、ということの意味している。非常に少ない割合の事例について、継続的代理権の登録に対する異議申立てがなされるにすぎない。相当しつこい異議申立て(例年、登録申請総数の約一%において生じる)は、通常、裁判所の審理で判断されるが、家族内、通常は兄弟姉妹間、における昔からのかつ現在進行中の紛争を反映していることが多い。

二つの大変よく見受けられる異議申立て理由は、(1)代理人が不適任であるというもの、及び(2)本人がそもそも継続的代理権授与証書を作成する意思能力を欠いていたのだから、継続的代理権は有効ではないというものである。代理人が不適任であるか否かを決定するにあたっては、裁判所に広汎な裁量が残されている。

しかしながら、おそらく何年も前の時点で、本人が継続的代理権授与証書を作成する能力を有していたか否かを決定することは、さわめて困難な仕事である。反対の証明がなされるまでは、誰もが能力を有すると推定される能力の推定が存在しており、証明責任は異議を申し立てる側が負う⁽⁵⁴⁾というのは、まさにこういった理由があるからに他ならないのである。

(54) タフニーに関する事件 ([1900年] 1 ALL ER 175)。

継続的代理権授与証書の作成能力

継続的代理権授与証書を作成するために本人に要求される能力について、例外なく受け入れられている基準は存在しない。伝統的に共通に受け入れられてきた基準は「代理権授与契約を締結することの本質及び結果を理解する能力」⁽⁵⁵⁾であつた。しかしながら、この基準が本当に意味するものは完全に明確であるというわけではなく、以下に見るように、様々な立法府や裁判所によるこの基準の定義の仕方は大きく異なっているのである。

能力評価に適した環境を作り出すこと

能力の有無の限界事例にある依頼者は、その機能が最高の状態にあるときに評価されるべきであるというのが理想である。このことは、依頼者が能力を有しているかもしれないこと又は能力を有していないかもしれないことを判断する唯一の現実的な方法である⁽⁵⁶⁾。能力を評価するための諸条件を最適化するために様々な手段をとることが可能である。これらの手段は時に「能力を高める」と評されることがあるが、本人が明らかに能力がない場合にも能力の認定をするよう努力しなければならないという含みがあるのだ、私は個人的には訴訟でこの表現を使わないようにしている。

最適化のための手段には、主として、依頼者を取り巻く環境を正しいものにする⁽⁵⁷⁾こと及び依頼者をリラックスさせることが含まれている。具体例をあげれば次のようになる。

- 依頼者をリラックスさせるようにして不安や緊張を最小限にするように努めること。
- 無能力の原因が治療可能である場合には、能力評価がなされる前に、医師は治療を行わなければならない。
- 依頼者の能力が上がる見込みがある場合には、能力が上がり終るまで待つこと。評価を至急行わねばならない場合には、待

つことができなないかもしれないのは当然である。

●能力に影響を与える可能性のあるいかなる投薬にも注意すること。
と。

●意思伝達上・言語上の問題がある場合には、言語療法士や通訳のサービスの利用を考えること。

●一日のうち検査に最もよい時間帯を選ぶこと。午前中に調子のよい人もいれば、午後や夕方の早い時間に注意力が高まっている人もいるのである。

●能力評価は綿密であるべきだが、依頼者を疲れさせたり混乱させたりしないように、時間について能力評価が適切な範囲を超えないようにすること。

●依頼者が気になるような時間照合をしないこと。依頼者に分かってしまうほど大きく眼を動かさなくても時間照合を続けることはできるはずである。

●二種類以上の能力検査を実施せねばならない場合(たとえば、依頼者が自分の財産及び事務を管理する能力があるかどうかを知りたい、また同時に、依頼者が継続的代理権授与証書を作成する能力があるか否かを確かめる必要がある場合)には、可能な限りそれぞれの評価を別の日に行うように努めること。

●最も適した場所を選ぶこと。自分自身の家のほうがたとえば医師の診療所や弁護士事務所よりも快適に感じられるのが普通である。

●あなたと依頼者との間に対等な関係が育まれるのを妨げるおそれがある障害物が存在することが確かにならないように努めること。
たとえば、椅子の高さや位置に注意すること。

●あなたができる範囲内において、部屋の温度は快適に保たれ、照明は落ち着いた色で間接的にあたっていているが、容易に相手の目を見たり表情をうかがったり、あらゆる関連証拠資料を調べることができるくらいの明るさに保たれるようにすること。

●第三者が立ち会うべきか否かについてよく考えること。場合によつては、親類や友人の立会いにより、不安が和らぐこともある。また場合によつては、親類や友人の立会いにより、実際に不安が募るかもしれない。場合によつては、第三者は意思伝達のための有益な解釈者となるかもしれない。また場合によつては、第三者は出しゃばることもありうる。

●テレビやラジオの音・人の話し声といったあらゆる背景の騒音や気を散らせるものを完全になくすように努めること。

●可能な限り、他人があなた達の話を偶然聞くことができないよ

うにし、他人が部屋の内外から、たとえば電話などによって、あなた達の話を中断することがないようにすること。

・誤って依頼者が能力を欠いていると推測させてしまうおそれがある、聴力や視力が弱い等の、他の障害についても気を配ること。

・適度の声の大きさと速さで話すこと。馴染みのある言葉を使った短い文章を用いるように努めること。必要に応じて、少し大げさな身振りや顔の表情及びその他の非言語的意思伝達の手段をあなたの話につけ加えること。

・必要に応じて、依頼者の記憶を刺激し改善するために言語的・視覚的補助物を提供すること。

・認識機能に関する様々な検査を実施する場合には、ある特定の検査で失敗したことによって気落ちした気分が生じるものないように、それぞれの検査と検査の間に、一般的なリラクゼーションされた話がなされるための十分な時間を与えること。

・可能な限り、「分りません」という回答を連続して言わせ、依頼者をますます意気消沈させてしまうことがないように努めること。

(55) マックローレン 対 デイリー・テレグラフ新聞有限公司事件 (2004年1月19日) 1 CLR 233、ギボンズ 対 ライト事件 (1995年) 91 CLR 423。

(56) スパー・ジェイ・イーとカーブ・エイ・エス「遺言能力の評価」アメリカ精神医学ジャーナル一四九・二二二号 (一九九二年二月号) 一六九頁以下の一七一頁。

能力評価の方法

能力評価の方法

・評価者は評価を行っている対象である取引の性質と効果を完全に理解しなければならぬ。これは特に、評価者がすべての必要な証拠資料と背景となる情報を有しているようにすることを意味している。

・(法的な検査である場合には) 当該特定の種類の能力を評価するための法的な検査であるということを完全に意識していること。たとえば、遺言を作成すること・高額な贈与をすること・契約を締結すること・結婚することなどの違った取引行為に対してはそれぞれ違った検査が存在する。

・一般的にみて医学的な検査(小規模精神状態検査など)や心理

学的な検査(改良型ウェクスラー成人用知能尺度など)は診断の目的ならびに依頼者の認識技術や推論能力の評価にとつては役立つ道具となるかもしれないが、それが現実の法的な検査を纂奪することは許されるべきではない。

• 意思決定をすることや取引の性質と効果に関する情報は、誤解の余地のないはつきりとした言い方でしかも簡単な言葉を使つて、依頼者に説明されなければならない。

• 相当な時間的間隔を置いて、依頼者は二、三分前に自分に対してなされた説明を、自分の言葉で大まかに言い換えることができなければならない。

• たとえば「この文書の意味が分りますか」といった、単に「はい」や「いいえ」で答えられるような質問をしないようにすること。一般的に言つて、このような質問は依頼者が取引の性質と効果を理解する能力を有しているか否かを評価する目的にとつて不十分である。⁽⁵⁷⁾しかしながら、意思伝達に大きな困難を抱えている場合には、基本的な「はい」や「いいえ」の応答以外の答えは期待できないかもしれないことが認められている。

• 依頼者の失われぬ社交性に騙されて、依頼者にある特定の取引や意思決定を行うのに必要な能力があると信じ込まないこと。

• 依頼者が以前に行つた意思決定を今後も行えることを確認するために、たとえば三〇分経過後にもう一度評価を行うこと。

• 評価者は依頼者の能力ないしは無能力について、蓋然性の比較衡量に基づいて証明十分と判断すればよい。合理的な疑いを超える程度にまで証明十分と判断する必要はない。

• 依頼者は単に通常の思慮分別をもつた者ならば行わないであろう意思決定を行つたからといつて、能力がないと考えられてはならない。法は依頼者が取引や意思決定の性質と効果を理解できることは要求しているが、「思慮分別のある者や賢い者や善良な者が是認するような態様で」⁽⁵⁸⁾行動することまでは要求していないのである。

• 評価者は、検査と自分が認定したことに関する包括的な記録をすぐに作らなければならない。⁽⁵⁹⁾

医学的な検査や心理学的な検査とは区別される、能力に関する法的な検査は、それぞれの範疇間に幾分かの重複はあるものの、基本的に次の三つの大きな範疇に分けられる。⁽⁶⁰⁾

• 選択を明示すること。この検査の敷居は非常に低く設定されており、意思決定を行う際の依頼者の自律性に対して非常に大き

な配慮をしている。この検査は、依頼者が自分がすることに同意したことや自分がすることを拒絶したことを理解していることを完全に保証するものではないが、行動的なものを志向しており、行過ぎた父親的温情主義を警戒するものである。

• 理解能力。この検査においては、意思決定はその過程においてもその結果においても合理的なものである必要はない。馬鹿げた選択をすることも許されているのである。とは言っても、依頼者は、あれこれ決定したこと、あるいは決定しないことから合理的に予想できる結果に関する情報を含む、意思決定に関する情報についての説明を理解できるだけの能力は最低限、示していなければならない。依頼者がその情報をどのように考察し、評価するか、ならびに、依頼者はどのように結論に達するか、は重要ではないのである。

• 実際に理解していること。この検査においては、能力の評価者は、被験者を教育し、意思決定に関する情報のすべてを被験者が実際に理解しているのか否かを直接に確かめる義務を負っている。どれ程高度な理解の程度が必要とされているのかによつては、この検査では、達成するのが困難であるかもしれない位の潜在的に高い能力の程度が要求されることになる。

以下において見るように、依頼者の継続的代理権授与証書を作成する能力を評価するときに、以上の三つの検査のうちどれが適用されるのかは、制定法や裁判所の判決からは必ずしも完全に明らかになっていないのである。

(57) コンベの事件 (一一六〇五年) 3 Jac 1 Moor 759¹、ゾーニー(故人)に関する事件(一九七八年)² All ER 585, 602a³、ブッケナ
ン対ディッキンソン事件(一九九七年) CLY 661⁴。

(58) バード対ラッキー事件(一一八五〇年) 8 Hare 301⁵。

(59) ケンワード対アダムズ事件(一九七五年一月二十九日付タイムズ)、
シンプソン(故人)に関する事件(一九七七年) 121 SJ 294⁶。

(60) ロウス、マイセル、リッツ「治療に対する同意能力の検査」アメリカ精神医学ジャーナル一三四号(一九七七年)二七九頁。この論文の著者は五つの範疇を認めているが、そのうちの二つは判決の結果に基づくものである。

ケイ事件・エフ事件(一九八八年)

継続的代理権授与証書を作成する能力に関する指導的判例は、

一九八八年の『判例集』に記載されたケイ氏事件・エフ事件というイングランドの判決である。その事実は次のとおりである。

ケイ氏はイングランド北部のリーズに住んでいる未婚の女性高齢者だった。一九八六年一月一日にケイ氏は、遠いところであるデイヴィド・ケイ氏をただ一人の代理人に選任する継続的代理権授与証書に署名をした。デイヴィド・ケイ氏は継続的代理権の登録を申請したが、ケイ氏の兄(弟)、姉(妹)、四人のおい、三人のめいが、ケイ氏は継続的代理権授与証書を作成する意思能力がなかったという理由で、継続的代理権の登録に異議を申し立てた。ケイ氏は一九八六年三月に転んで手首を骨折して以来、ますます精神的に不安定になり物忘れがひどくなっていた。ガスをつけっ放しにしたり、きちんと薬を飲まなかったりした。自分のハンドバッグや財布や預金通帳を、言われれば誰にでも進んで手渡したりすることがあった。食事を届けてくれたボランティアに対して、不相当な大金を支払ったりもした。継続的代理権授与証書に署名をしてから一ヶ月も経たない一九八六年二月に、ケイ氏は精神的に不安定な状態で通りを徘徊しているところを発見され、病院に入れられた。退院後、ケイ氏は老人ホームに終の棲家を定めたのだった。

継続的代理権授与証書に署名をしているケイ氏を見たソリシタは、ケイ氏は自分の事務を管理することができないと思ったが、自分は今、デイヴィド・ケイ氏に自分の事務を管理する完全な権限を与えつつあること及びそうすることを自分が望んでいることをケイ氏が理解している点については証明十分と判断した。最高法院後見裁判部長(保護裁判所所長)のマックファールン裁判官は、効力を有している通常の代理権が法的作用によって自動的に撤回されるだろう段階にまで無能力の程度が達したときは、本人は有効な継続的代理権授与証書を作成する能力がないと思われるという理由で、異議申立てを認めた。

これを不服として、代理人のデイヴィド・ケイ氏は上訴した。本件上訴は同様の事件であるエフ事件と併合審理され、ケイ事件・エフ事件として一緒に判例集に記載されている。⁽⁶¹⁾担当裁判官の Hoffman 裁判官(現在の最高裁判所判事)は、上訴を認めて、継続的代理権授与証書を作成した時点で本人は自分の財産と事務を管理し処理する能力を有している必要はなく、代理人に権限を委ねるすべての物事を理解できる必要もないと判示した。⁽⁶²⁾

本人が以下のことを理解していたことが証拠によって立証されれば十分である、と判示されたのである。⁽⁶³⁾

・代理人は本人の事務に対する完全な権限を引き受けることができるだろうということ。

・代理人は本人の財産に対して本人が行うことができただけであろうあらゆることを行うことができるだろうということ。

・本人が意思無能力であっても、又は将来、意思無能力になっても、継続的代理権は存続するであろうということ。

・本人が意思無能力になっても、継続的代理権は裁判所の承認がなければ撤回されないであろうということ。

(61) ケイ事件・エフ事件〔一九八八年〕Ch 310、〔一九八八年〕2 WLR 781、〔一九八八年〕1 All ER 358、〔一九八八年〕2 FLR 15。

(62) ランクロード 対 キヤバン事件（一九八八年）NSW Conv R (OCH) 55-385, 57-548（担当はヤング裁判官）と比較のこと。

この事件においてニュー・サウス・ウェールズ最高法院は、代理権授与証書を作成するためには、本人は単に代理権とは何であり一般的に何のために代理権が利用されるのか理解できただけではなく、代理権を用いて代理人が行うであろうすべての活動を把握できるだけの十分な理解力を有していなければならないことを示唆している。

(63) ケイ事件・エフ事件の判決は、代理権授与証書の作成に影響を及ぼ

しているコモン・ロー上の準則と一致しないとして批判されている。

この点につき、ロデリック・マンデイ「ニュー・ジラランドとイングラランドにおける継続的代理権授与証書の作成能力」国会が取り締まるべき問題?」ニュー・ジラランド大学・ロー・レビュー 一三三号 二五三頁（一九八九年）。

ゴデリー 対 オンタリオ州（公受託者）事件（一九九〇年）

継続的代理権授与証書を作成するのに必要とされる能力は、カナダのオンタリオ州地方裁判所においても一九九〇年にゴデリー 対 オンタリオ州（公受託者）事件⁽⁶⁴⁾で考察されている。

ヘンリー・ポリーは一九二二年生まれであり、かつてオンタリオ州のオタワイルで銀行の支店長を務めていた。かれの妻は一九八九年三月二日に亡くなった。妻が亡くなった直後ぐらゐに、かれは退職者用ホームに居を定めた。一九八九年四月六日に、かれは自分の弁護士を代理人に選任する継続的代理権授与証書を作成している。一日後の四月一七日には、かれは自分のおのマイケル・ゴデリーを代理人に選任する、もう一通の継続的代理権授与証書を作成している。そこで弁護士はオンタリオ州の公

受託者に対して、自分がポリー氏の後見人に選任されるために申し立てた。公受託者が、二番目に作成された継続的代理権授与証書が有効であるか否かを決定するために、裁判所に申し立てをした。

ミゼナー裁判官は、一九九〇年六月八日に本件を審理して、おいを代理人に選任する継続的代理権授与証書は有効で、拘束力を有し、完全な効力があると判断した。口頭で述べた短い判決理由において、ミゼナー裁判官は、単にケイ事件・エフ事件においてホフマン裁判官が述べている理由を採用しただけであった。このような単純な理由の採用がなされたことに訴訟代理人は満足せず、文書による判決を求めるに至った。二、三週間後にミゼナー裁判官は文書による判決を発表した。当該判決において、ミゼナー裁判官は、本件における結論に影響を与えることはなかったが、まったく異なった公式を考え出している。ミゼナー裁判官は次のように述べている。

「ホフマン裁判官の判決を参照する利益を享受できなかったのならば、私は包括的な代理権授与証書を作成する意思能力を決定するために採用されるべき基準は以下になると述べたことでありましょう。」

(1) 当該文書は、撤回され又はそれ以外の方法で失効するまではずっと、その文言において述べられている事柄に関して、設定者の生存中に設定者自身が行使することができるすべての権限を、被設定者が行使することを授權しているということと正しく認識していること。

(2) 当該文書の網羅的な文言は、被設定者に、設定者が所有しているあらゆるものを処理する権限及び設定者の財産上の全事柄に關する権限を付与するということと正しく認識していること。

(3) 設定者が、当該文書の作成時点で存在している、代理人が管理を行う権限を与えられるであろう、自分の財産及び財産上の事柄の性質と範囲を正しく認識していること。』

(64) ゴアリー 対 オンタリオウ州(公受託者) 事件 (一九九〇年) 80

IN RE: オンタリオウ州地方裁判所、ミゼナー 地方裁判所裁判官

一九九〇年六月八日・六月二十七日。

一九九二年代行決定法

一九九二年代行決定法を制定する時点で、オンタリオウ州の立

法府は、明らかにミゼナー裁判官の能力の定義をホフマン裁判官のそれよりも好ましいと判断し、その上で、本人が継続的代理権授与証書の作成に本質的に内在する危険を認識していることを要求することによって、さらに一歩進んだ内容の立法を行っている。すなわち、一九九二年代行決定法第八条(一)は、次のように規定している。

以下の要件を満たす者は、継続的代理権を授権する能力を有している。

(a) 自分がどんな種類の財産を持っているのか及びその財産が大体どれ位の価値を有しているのかを知っていること。

(b) 自分の被扶養者に対して自分が負っている義務を認識していること。

(c) 代理人は、当該継続的代理権授与証書に述べられている条件や制限の制約内において、自分が能力を有していればできるであろう遺言作成以外の財産に関するあらゆる事を自分に代わって行うことができるであろうということを知っていること。

(d) 自分の財産を代理人が処理したときには、代理人はそれについて会計報告をしなければならないということを知っていること。

ること。

(e) 自分が能力を有していれば、継続的代理権を撤回することができるということを知っていること。

(f) 代理人が思慮分別をもつて財産管理を行わないときは、自分の財産の価値が減少してしまうことを正しく認識していること。

(g) 代理人が付与された権限を濫用するかもしれない可能性を正しく認識していること。

一九九三年代理合意法

対照的に、ブリッティッシュ・コロンビア州の立法府は、代理に關して合意を与える文書すなわち継続的代理権授与証書を作成する能力について、非常にゆるやかな検査を課してきている。一九九三年代理合意法第八条は、次のように規定している。

(1) 成年者は、たとえ以下 (a) 又は (b) に規定することを行う能力がなくても、一箇条以上の標準規定からなる代理に関する合意をすることができる。

(a) 契約を締結すること。

(b) 自分の健康・身上・法的な事柄・財産上の事柄・仕事・資

産に関する管理を行うこと。

(2) 成年者が、一箇条以上の標準規定からなる代理に関する合意をする。こと又は当該標準規定を変更したり撤回したりすることに付き、無能力であるか否かを決定するときには、たとえば以下に規定するようなすべての関連する要因が考慮されなければならない。

(a) 成年者は、代理人に、意思決定してほしい、自分が意思決定を手助けしてほしい、意思決定するのをやめてほしい、という要望を伝達しているか否か。

(b) 成年者は選択や嗜好を示し、他人の意見に対して賛成や反対の気持ちを表現することができるか否か。

(c) 成年者は、代理に関する合意をすること又は当該規定を変更したり撤回したりすることは、とりもなおさず、代理人が成年者に影響を与える意思決定や選択をしたり、するのをやめることができることに他ならないことを認識しているか否か。

(d) 成年者は代理人と信頼によって特徴づけられる関係を有しているか否か。

したがって、まとめると、取引の性質、効果や結果は法域間で

まったく同じであるにもかかわらず、継続的代理権授与証書の作成に必要とされている理解力の程度は法域によってかなり大きな違いがあることが分った。ブリッティッシュ・コロンビア州では、本人が、自分が意思無能力になったら自分に代わって誰に意思決定をしてもらいたいかについて、嗜好を示すことができるだけで十分であった。イングランドでは能力の検査はより厳格であった。しかし、オンタリオ州では、代理人が管理しなければならぬ資産について、そして代理人がその資産の管理に失敗したり、その資産を横領するかもしれない危険性について、はるかに広範囲にわたる理解力が要求されていたのである。

おわりに

立法の観点から、継続的代理権について法律を起草するときにも、司法の観点から、継続的代理権について判決を下すときにも、そして、個人的な観点から、本人が継続的代理権授与証書を作成するときにも、二つの相反する必要性のバランスをとることが欠かせない。一つは、無能力である本人の事柄について、簡単に・効果的で・費用のかからない管理の制度を提供する必要性である。

もう一つは、本人が搾取されないように保護しなければならぬという必要性である。

ほとんど何も濫用防止策が存在していないアメリカ合衆国となり多くの濫用防止策が存在しているイングランドでの経験から、継続的代理権が規制されている程度にかかわらず、また、本人が危険性のあることについて警告されている程度に関係なく、金銭的な濫用がほんの少数の事例において生じることは如何ともしようがないことは、明らかである。継続的代理権がこの世に存在していないとしても、高齢者を食い物にしようと心に固く決めている悪党は、無防備な高齢者を搾取する別の多くの方法を見つけることであろう。悪党は高齢者に、小切手に署名させたり、贈与させたり、共同銀行預金口座を開かせたり、遺言の内容に影響を及ぼさせたり、言いつけることのほとんどすべてに同意させたりすることをしかねないのである。

搾取にだけ関心を集中させるのは間違っていると思われる。圧倒的大多数の事例においては、健康がすぐれない高齢の親族に対して義務を果たしているという満足感以外の報酬を何ら求めずに行動している誠実で良心的な代理人によって、継続的代理権は活用されているのである。この点に鑑みれば、継続的代理権は大成

功であるといえよう。

「後記」

湖東京至先生の御退官にあたり、先生の旺盛な御研究、熱意あふれる教育、なかでも学生に注がれた愛情の大きさに心から敬意を表し、後進の一人として私も湖東先生をお手本に精進する決意を今、新たにしているところです。先生の今後のご健康を心からお祈りし、また今後も相変わらぬ御指導をお願い申し上げます。

(二〇〇一年一月)